

令和5年2月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記



令和4年(行ウ)第8号 政務活動費返還請求事件(住民訴訟)

口頭弁論終結日 令和4年12月22日

判 決

5 金沢市

原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

被 告

金沢市長 村山 順志

同訴訟代理人弁護士

向 峰 仁 志

10 金沢市深谷町ニ75番地1

被告補助参加人

清水 邦彦

金沢市近岡町108番地7

被告補助参加人

源 野 和 清

上記両名訴訟代理人弁護士

山村 三信

15 主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は原告の負担とする。

事実及び理由

20 第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載1及び2の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計(円)」欄記載の金額及びこれに対する令和3年5月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

25 1 事案の要旨

本件は、金沢市(以下、単に「市」ということがある。)の住民である原告が、

金沢市議会の議員である別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」という。）が令和2年度に市から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額の支出は違法であり、本件各議員は、市に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、  
5 地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和3年5月1日（令和2年度の政務活動費に係る收支報告書等の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年  
3%の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

10 2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法

(調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等)

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員  
15 の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議  
会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並  
びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めな  
ければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めると  
ころにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出  
するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確  
保に努めるものとする。

25 (2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年金沢市条例第2号。  
甲1。以下「本件条例」という。)

5 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

10 (交付の対象)

第2条 政務活動費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

15 (政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

20 (収支報告書等の提出)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

25 (以下省略)

(透明性の確保)

第12条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、第10条の規定に

より収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第13条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。  
5

(収支報告書等の保存)

第14条 第10条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。  
10

別表（8条関係）

| 項目         | 内容                                                                                      |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調査研究費    | 議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費                                                    |
| 5 要請・陳情活動費 | 議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費                                                                  |
| 9 人件費      | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費                                                                   |
| 11 会派共用費   | 所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの |
| 12 共通経費    | 上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費                                                               |

(研修費（2項）、広報費（3項）、広聴費（4項）、会議費（6項）、資料作成費（7項）、資料購入費（8項）及び事務所費（10項）は省略）

備考

1 この表において「会派等」とは、金沢市議会運営委員会規約（平成3年7月2日議会運営委員会決定）第2条第2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。

5 2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(1) 政党の活動に係る経費

(以下省略)

(3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き

10 「金沢市議会政務活動費運用の手引き」(甲4。以下「本件手引き」という。)は、金沢市議会が平成25年4月に制定し、平成29年4月に改訂したものであり、その定めは別紙「金沢市議会政務活動費運用の手引き」のとおりである（本件手引きの目次記載第4章2項、第5章及び第6章は省略。）。

15 3 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

原告は、市の住民である。

被告は、市の執行機関である。

20 本件各議員は、いずれも令和2年度中に金沢市議会議員の職にあった者である（以下、別表番号1の清水邦彦議員〔被告補助参加人清水邦彦〕を「清水議員」、同番号2の源野和清議員〔被告補助参加人源野和清〕を「源野議員」という。）。

(2) 政務活動費の交付

25 被告は、本件各議員に対し、令和2年度分の政務活動費として各177万6000円を交付した。

(3) 政務活動費の支出

5

本件各議員は、令和2年度中に、別紙1ないし5における「支出内容」及び「支払額」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。政務活動費から支出した金額は、対応する上記別紙の「充当額」欄記載のとおりである。（甲8、9、10の1～12、11の1～4、12の1～28、13の1～4、14の1～29、丙イ3の1～12、弁論の全趣旨）

10

本件各議員は、本件条例10条及び本件手引きに基づき、金沢市議会議長（以下、単に「議長」ということがある。）に対し、令和2年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）、政務活動費出納簿、領収書その他関係書類（以下、收支報告書と併せて「收支報告書等」という。）を提出した（甲1～3、丙イ1、イ2、イ11、弁論の全趣旨）。

15

#### (4) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和4年2月2日、本件各議員が令和2年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、金沢市監査委員は、同年3月31日付で、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲7）。

原告は、令和4年4月28日、本件訴えを提起した（記録上顕著な事実）。

#### (5) 収支報告書等の訂正及び政務活動費の差額の返還

20

清水議員は、令和4年2月28日、議長に対し、当初の収支報告書記載の共通経費支出に誤りがあったとして、灯油代（3月分）に係る支出（別紙3番号47）の使途基準項目を共通経費から事務所費に訂正する旨報告した（甲8、丙イ1）。また、同議員は、同年6月28日、議長に対し、令和2年度政務活動費に係る附属様式5（職員雇用台帳）において、被用者である川原清美（以下「川原」という。）の雇用期間の記載に誤りがあったとして、雇用期間欄を「令和3年4月1日～令和3年3月31日」から「令和2年4月1日

25

～令和3年3月31日」に訂正するなどの報告をした（甲10の13、丙イ2）。

さらに、清水議員は、令和4年11月4日、令和2年度政務活動費に係る附属様式6（業務日誌）に関し、令和2年4月分の被用者2名の休憩時間数を誤って記載したとして、記載のあった休憩時間数を削除する訂正をした（甲10の14、丙イ11）。

#### 4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか等
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等

#### 5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか等）について

##### ア 原告の主張

本件各支出のうち、対応する別紙1ないし5の「違法額」欄記載の金額は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

- (ア) 政務活動に要する経費であることを証する書類の不提出

地方自治法100条14項は、政務活動費を充てができる経費の範囲は条例で定めなければならない旨規定し、これを受け、本件条例8条1項では、政務活動費は、議員が行う政務活動に要する経費に対して交付する旨規定し、同2項では、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする旨定め、別表（8条関係）（以下「本件条例別表」という。）にその経費の内容が定められている。その上で、本件条例10条1項は、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して議長に提出しなければならない旨定めることから、

同項は、政務活動費の充当に当たり、「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類」として、当該支出が政務活動に要する経費（以下、本件条例別表に定める政務活動に要する経費を「条例所定経費」という。）に該当する費用であることを証する書類を議長に提出することを求めているものである。

5

したがって、上記の書類を議長に提出していない支出は、条例所定経費であるとは認められないため違法支出である。加えて、本件条例別表における会派共用費の規定（11項）は、当該会派等において支出するもののうち「1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費」との限定を付しており、また、同別表の共通経費の規定（12項）は、どのような経費でも拡大解釈できる規定となっていることからすると、会派共用費及び共通経費の支出については、条例所定経費であることを証する書類の提出が不可欠である。

10

そうすると、別紙1ないし5における「充当額」欄記載の各支出は、いざれも当該支出が条例所定経費であることを証する書類（①人件費については、当該支出が議員の政務活動を補助する職員への雇用経費であることを証する書類、②会派共用費については、議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、本件条例別表1項ないし8項及び10項に掲げる経費であることを証する書類、③共通経費については、政務活動に関する現場視察や要望、陳情に出向いた際の経費であること及び政務活動に関する連絡手段として利用していたことを証する書類。）が議長に提出されていないから、違法支出である。

15

20

#### (イ) 本件手引き掲載費目に基づく支出

本件手引きは地方自治法100条14項の規定する条例ではないことから、本件手引き掲載費目は政務活動に要する経費ではなく、本件手引きに基づき政務活動費を充当することは本件条例8条及び10条1項に

25

反する違法なものであるし、本件手引きを条例所定経費の解釈指針として参酌することも憲法94条に反する。それにもかかわらず、本件各議員は、本件手引きに従って政務活動費を充当支出しており、本件各支出は違法である。

5 (ウ) 人件費（別紙1）

本件各支出のうち人件費に係るものに關し、別紙1の「違法額」欄記載のものは、以下の点からも条例所定経費に該当しない。

10

清水議員は議長に提出した職員雇用台帳中の雇用期間の記載に誤りがあつたことを自認していること（前提事実(5)）からすると、同文書の信  
用性は認められず、人件費として支出した被用者の存在には疑惑がある。  
そして、同議員は、被用者の雇用契約書を提出せず、また、業務日誌における休憩時間数も訂正しており（前提事実(5)）、被用者に労働条件を明示していたとはいえないことからすると、同議員は被用者と労働契約を締結していなかつたものといえる。

15

(エ) 会派共用費（別紙2及び4）

本件各支出のうち会派共用費に係るものに關し、別紙2及び4の「違法額」欄記載のものは、以下の点からも条例所定経費に該当しない。

20

政務活動費は、議員が行う政務活動に要する経費に対して議員に交付され（本件条例8条1項）、交付を受けた議員が、議員が行う政務活動に要する経費にこれを充てることができるものとされている（同2項）。しかししながら、本件条例別表に定める会派共用費の内容は、議員が会派へ支出するものであるため、政務活動費を議員が行う政務活動に要する経費に充てることができるとした本件条例8条2項と矛盾する。

25

(オ) 共通経費（別紙3及び5）

本件各支出のうち共通経費に係るものに關し、別紙3及び5の「違法額」欄記載のものは、以下の点からも条例所定経費に該当しない。

5

共通経費は、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」(本件条例別表12項)、すなわち、同別表1項ないし11項所定の経費以外の経費であるところ、本件各議員が現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として自動車を利用することに係る経費は、同別表1項の調査研究費及び5項の要請・陳情活動費に該当するものであるため、共通経費ではない。また、本件条例には、共通経費の内容として、「政務活動等に関して、連絡等の手段として利用」するとの規定はないため、本件各議員が政務活動に関して携帯電話、タブレット端末を連絡等の手段として利用することに係る経費も、共通経費ではない。

10

さらに、平成24年法律第67号による改正前の地方自治法(以下「旧法」という。)の下で制定されていた金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年金沢市規則第4号。甲17。以下「旧条例規則」という。)5条及び別表には、「その他の経費」の内容として「携帯電話の利用料金」及び「自動車の燃料費又はリース料等」が例示されていたところ、旧法改正に伴い制定された本件条例には旧条例規則のような例示経費の規定がない。したがって、旧条例規則に例示されていた上記経費は、共通経費ではない。

15

#### イ 被告の主張

20

住民訴訟において、地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求をするためには、一般的、外形的事実としての違法な「怠る事実」の存在を原告側で主張立証することを要する。

25

原告は、本件各議員が政務活動費を充当した本件各支出につき、本件条例別表に定める政務活動に要する経費の項目(以下「使途基準」ということがある。)に適合しないことを理由に不当利得返還請求をすべきことを請求しているのであるから、本件各支出が使途基準に適合しないことを主張立証する必要がある。

(ア) 政務活動に要する経費であることを証する書類の不提出

原告の主張を争う。本件条例10条1項における「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」とは、領収書に準ずる書類又は支払をした事実が分かる書類を意味する。政務活動に要する経費である事実を証する書類の提出を義務付ける場合には、政治資金規正法11条1項のように「当該支出の目的…を記載した」という文言が必要となるし、全ての政務活動費において、政務活動の目的で支出されたことを証する資料の添付を義務付けることは事実上困難であるから、上記書類を提出する必要はない。

5

10

(イ) 本件手引き掲載費目に基づく支出

原告の主張を争う。本件手引きは、条例及び規則を基にその細則として、相当な手続を踏んで金沢市議会議員の総意に基づいて作成されたものであるから、使途基準に適合するか否かの判断に当たって、地方自治法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、これを参酌することは相当である。

15

(ウ) 人件費

原告の主張を争う。

(エ) 会派共用費

原告の主張を争う。

20

(オ) 共通経費

原告の主張を争う。本件条例に例示経費を記載しなかったのは、立法技術の面で条例での例示が難しかったことが理由であり、政務活動に要する経費ではないことを理由とするものではない。

ウ 被告補助参加人清水邦彦の主張

25

(ア) 人件費

清水議員が雇用した浦野節子（以下「浦野」という。）及び川原（浦野

と併せて、以下「浦野ら」という。)は、政務活動書類の資料作成・整理など政務活動の補助業務に従事しており、その他の活動、私的行為には従事していない。

(イ) 会派共用費

5 清水議員は、本件手引きの規定に従い会派共用費を計上しており、会派共用費の支出に違法はない。

(ウ) 共通経費

10 清水議員は、令和2年度において、金沢市政全般にわたり政務活動を行った。同議員は、上記政務活動に関し、現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として自動車を、連絡等の手段として携帯電話、タブレット端末を利用したところ、上記車両のリース代、ガソリン代及び携帯電話利用料金について、本件手引きの規定に従い共通経費を計上した。

したがって、共通経費の支出に違法はない。

エ 被告補助参加人源野和清の主張

15 (ア) 会派共用費

源野議員は、本件手引きの規定に従い会派共用費を計上しており、会派共用費の支出に違法はない。

(イ) 共通経費

20 源野議員は、令和2年度において、金沢市政全般にわたり政務活動を行い、清水議員と同様に、上記政務活動に関し、本件手引きの規定に従い共通経費を計上した。したがって、共通経費の支出に違法はない。

(2) 爭点2（本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等）について

ア 原告の主張

25 令和2年度に前金払いで交付された政務活動費は、同年度の精算期限である令和3年4月30日までに未執行分の精算が行われており、同年度の

政務活動費は同日確定している。そして、不当利得として認定されるべき政務活動費は、政務活動に要する経費に充てていない未執行の政務活動費であるため、令和2年度に市に対して返還すべきものである。

したがって、政務活動費の不当利得返還債務は確定期限付き債務であるといえ、上記精算期限の翌日である令和3年5月1日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。また、本件各議員は、返還期日までの間、本件各支出への政務活動費の充当が違法であり不当利得であることを知りながら政務活動費を保持しているため、悪意の受益者（民法704条）に当たる。

#### 10 イ 被告の主張

原告の主張を争う。不当利得返還債務は期限の定めのない債務であるから、政務活動費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金の支払義務を負うものではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 15 1 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか等）について

##### （1）政務活動費に関する支出の違法性の判断の枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定する。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

5 このように、同項は、政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができ  
る経費の範囲は条例で定めるものとしており、それ以上に具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

10 そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、金沢市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものであるところ（1条）、本件条例8条2項は、政務活動費は本件条例別表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）にのみ充てができる旨規定し、本件条例13条は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から条例所定経費に該当する支出の総額を控除して残余がある場合には、市長は当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる旨規定する。また、本件条例別表は、本件条例8条の政務活動費を充てができる経費として、「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」である調査研究費等を列挙して規定する。

15

20 このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費を充てることが許される議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例別表に則したものであることを要するものと解され、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支  
25

出に充てられた部分に相当する額について、市に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

5

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費等の項目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として交付されるものであるという地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合などには、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁参照）。

10

15

20

ウ また、金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件手引きを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、金沢市議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件手引きは、その内容が地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照されるものであると解される。

25

ここで、本件手引きは、本件条例別表備考2において規定された政務活動費を充てることができない経費の具体的な事例を挙げるほか（第3章）、人件費に係る政務活動費の充当においては、職員雇用台帳及び業務日誌を添付し、業務日誌には従事した業務の内容を具体的に記載することを求めるなど、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨（第4章1項

(9)) の記載が存するところ、これらの記載を含め、本件手引き中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件手引きの内容は、基本的に、条例所定経費の該当性を判断する際の解釈の指針として参照されるものということができる。

5 エ 不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものである。

10 もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、地方自治法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出を義務付け(10条1項)、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている(12条)。

20 そこで、このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実(以下、単に「外形的事実」ということがある。)の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認されるべきである。そして、原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他

の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解されるが、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

5 (2) 政務活動に要する経費であることを証する書類の不提出について

原告は、本件各支出について、当該支出が条例所定経費に該当する費用であることを証する書類が議長に提出されておらず、条例所定経費であるとは認められない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例は、議員は收支報告書に、「政務活動費に係る…領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」を添付して、議長に提出しなければならないと定めるところ（10条1項）、同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めていようと解するのが自然であって、当該支出が条例所定経費に該当する費用であることを証する書類の写しの提出を求めているものとは解されず、本件条例中のその他規定にも、議員において当該支出が条例所定経費に該当する費用であることを証する書類を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

また、前記(1)ウのとおり、本件手引きは、その内容が不合理なものと認められない限り、条例所定経費の該当性を判断する際の指針として参照することができるところ、同手引きにも、議員において当該支出が条例所定経費に該当する費用であることを証する書類を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

したがって、本件各議員において、本件各支出が条例所定経費に該当する費用であることを証する書類を議長に提出していない点をもって直ちに、本件各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

25 (3) 本件手引き掲載費目に基づく支出



原告は、本件手引きは地方自治法100条14項の規定する条例ではないから、本件手引きに基づき政務活動費を充当することは本件条例8条及び10条1項に反し、本件手引きを条例所定経費の解釈指針として参酌することも憲法94条に反するため、本件各議員が本件手引きに従い政務活動費を充当した本件各支出は違法である旨主張する。

5

しかしながら、本件手引き中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件手引きの内容は、条例所定経費の該当性を判断する際の解釈の指針として参考されるものといえることは、前記(1)ウのとおりである。そして、本件各支出は、本件手引きを参照して政務活動費を充当したものであると認められるところ（甲4、弁論の全趣旨）、上記説示したことによれば、本件手引きを参照して各費用に政務活動費を支出したことをもって直ちに、本件条例8条2項等や憲法94条に反するものとはいはず、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

10

#### (4) 人件費（別紙1）

15

清水議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「4月分 政務活動補助手当」等とする「支払額」の2分の1につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

20

原告は、清水議員が被用者の雇用契約書を提出せず、業務日誌における休憩時間数を訂正しており、被用者に労働条件を明示していたとはいえないことなどから、被用者と労働契約を締結していなかったものといえ、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

この点について、清水議員は、浦野らを雇用して政務活動書類の資料作成・整理など政務活動の補助業務に従事させていた旨主張する。そして、証拠（甲10の13、14、丙イ2、イ11）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は議長に対し、本件手引きに従い職員雇用台帳及び業務日誌を提出したところ、職員雇用台帳には浦野らを令和2年4月1日から令和3年3月31日まで雇

25

用した旨、業務日誌には両名が同期間中に書類や資料の整理・作成等を行った旨の記載が認められることに加え、上記各支出に係る領収証（甲10の1～12、丙イ3の1～12）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。以下同じ。）を考慮すれば、浦野らは同議員との間で、その政務活動を補助する業務等に従事する雇用契約を締結したものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支払であることが推認される。

そうすると、原告の主張する上記事情をもって直ちに、清水議員が浦野らとの間で政務活動を補助する業務に係る労働契約を締結していなかったことが推認されるものではない。なお、原告は、清水議員が議長に提出した職員雇用台帳における雇用期間に誤りがあったことから、同文書の信用性は認められない旨指摘するが、その誤りの内容は、「令和2年4月1日～令和3年3月31日」とされるべきものを「令和3年4月1日～令和3年3月31日」と記載していたというものであり、単なる誤記の範囲にとどまるものといえ、これをもって直ちに、同文書の信用性が否定されるものではない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

#### (5) 会派共用費（別紙2及び4）

本件各議員は、別紙2及び4記載のとおり、「支出内容」を「会派共用費の概算払分」等とする「支払額」の全部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、本件条例別表に定める会派共用費の内容は、議員が会派へ支出するものであって、政務活動費を議員が行う政務活動に要する経費に充てることができるとした本件条例8条2項と矛盾するため、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、地方自治法100条14項において、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務活動費を交付することができる旨定められていることに照らすと、同項に定

める上記活動には、議員が独自に行うもののはか、議員の属する会派が行うものも含まれるものと解される。そして、前記(1)アのとおり、同法は、政務活動費の交付の対象等につき、各地方公共団体の実情に応じた運用を図るべく、条例にその具体化を委ねたものと解されるとからすると、会派が行う政務活動に係る経費に充てるための政務活動費について、当該会派に直接交付するか、当該会派を構成する議員に交付するかについても、当該地方公共団体の自主的な判断に委ねられていると解するのが相当である。

したがって、上記各支出が会派共用費に充てられたことをもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

#### (6) 共通経費（別紙3及び5）

清水議員は、別紙3記載のとおり、「支出内容」を「車両リース料（4月分）」等とする「支払額」の2分の1につき政務活動費を充当し（ただし、前提事実(5)のとおり、同議員は、番号47の支出を「事務所費」として政務活動費を充当した旨訂正した。）、源野議員は、別紙5記載のとおり、「支出内容」を「通帳 黒塗り 【自動車リース料 4月】」等とする「支払額」の2分の1につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、本件各議員が現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として自動車を利用することに係る経費は、本件条例別表1項の調査研究費及び5項の要請・陳情活動費に該当するものであるため、これらの経費以外の経費であるとされる共通経費ではない旨主張する。

しかしながら、地方自治法100条14項に定める議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費には、各活動との個別の対応関係が明らかなもののはかに、上記活動のための移動手段としての自動車や、上記活動に関する連絡手段、情報収集手段としての携帯電話、タブレット端末に係る経費など、各活動と個別的に対応するものではないが、各活動に共通して必要とされるものもあると考えられるところ、本件条例は、上記観点から、政務活

動費を充てることのできる共通経費として、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」を掲げているものと解される。したがって、上記各支出が本件各議員の自動車利用に係る経費であり、当該自動車が本件条例別表1項の調査研究及び5項の要請・陳情活動のための移動手段として用いられたものだとしても、それをもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

また、原告は、本件条例には共通経費の内容として「政務活動等に関して、連絡等の手段として利用」するとの規定がないため、政務活動に関して携帯電話、タブレット端末を連絡等の手段として利用することに係る経費は共通経費ではない旨主張する。

しかしながら、本件手引きは、その内容が不合理なものと認められない限り、条例所定経費の該当性を判断する際の指針として参照することができることは、前記(1)ウのとおりであるところ、本件手引きには、共通経費の例として、携帯電話及びタブレット端末の利用料金が定められている。そして、携帯電話及びタブレット端末は、連絡手段、情報収集手段として議員の調査研究その他の活動に共通して必要とされるものと考えられることは上記説示したとおりであり、これらに係る経費は、本件条例別表所定の共通経費として位置付けることが相応しい経費といえる。したがって、本件各議員が、共通経費として携帯電話の利用料金等に政務活動費を充当したことをもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

さらに、原告は、旧法改正に伴い制定された本件条例に旧条例規則のような例示規定がないことを根拠として、共通経費としての上記各支出が条例所定経費に該当するものではない旨主張する。

しかしながら、旧法改正後においても、政務活動に関する携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料は、本件条例別表所定の共通経費に該当すると扱うことに相応しいものといえることは、上記説示したとおりである

し、地方自治法や本件条例の改正内容及び改正経緯（甲6の1～4）に照らしても、改正後の地方自治法及び本件条例において、旧条例規則に例示されていた経費に政務活動費を充当することが禁じられているものとは解されない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

5 (7) 小括

以上検討したところによれば、本件各支出は、原告において外的的事実の立証がされておらず、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められないから、これらの支出に政務活動費を充てることが違法なものであるとは認められない。

10 原告は、本件各支出が条例所定経費に該当しない違法なものであることに關し、ほかにも種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

2 結論

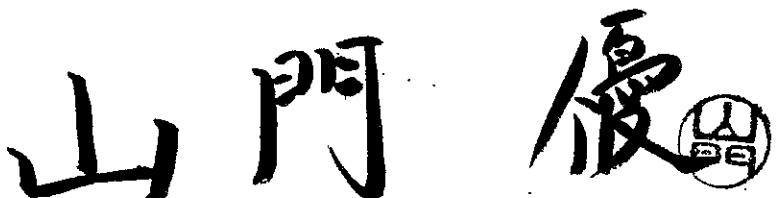
以上説示したところによれば、その余の争点について判断するまでもなく、本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているものということはできないから、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

20

裁判長裁判官

山門 俊  


25

裁判官

小島寅一  


裁判官

若松 達郎



(別表)

| 議員氏名   | 違法支出額<br>合計 (円) | 費目の内訳 | 対応する<br>別紙番号 |
|--------|-----------------|-------|--------------|
| 1 清水邦彦 | 1,157,256       | 人件費   | 1            |
|        |                 | 会派共用費 | 2            |
|        |                 | 共通経費  | 3            |
| 2 源野和清 | 799,176         | 会派共用費 | 4            |
|        |                 | 共通経費  | 5            |

(別紙)

# 金沢市議会政務活動費 運用の手引き

平成29年4月改訂

金沢市議会

## はじめに

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の交付目的が拡大され、名称も「政務活動費」と改められました。議員には従来にも増して調査研究等を進め、議員活動の活性化を図り、議会の機能を充実・強化させることが期待されています。同時に、政務活動費は市民の税金による交付金であることから、使途の透明性と市民に対する説明責任を果たすよう、さらに求められています。

金沢市議会では、地方自治法の一部改正を受け、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。

条例の改正においては、使途の透明性の確保に留意しながら、法の定めにより、規則で規定していた政務調査費の使途基準を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」として条例で規定することになりました。また、本市では規則別表で規定していた「政務調査費を充てることができない経費」も、条例別表で「政務活動費を充てることができない経費」として規定し直しております。

今回の改正では、法制執務の関係から規則別表の各項目に記載してあった例示を条例別表に表記することができなかつたため、実際の執行にあたっての指針となる具体的な例については、すべてこの運用の手引きで表していくことになりました。

この手引きは、議会内で取扱いの基本指針を示すとして活用されてきた「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に作成されており、具体的な例示を含む「運用の手引き」の重要性は、今後ますます高まるものと考えます。

議員各位には、この手引きを判断基準として活用していただき、適正な執行に努めていただくとともに、より一層活発な市民ニーズに即した政務活動を実施され、金沢市の発展と市民福祉の向上に寄与されることを願っています。

平成25年4月

金沢市議会

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>第1章 政務活動費の概要</b>           | 1  |
| 1 超旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）        | 1  |
| 2 政務活動費の性質                    | 2  |
| 3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等         | 2  |
| <b>第2章 政務活動費の基本的な運用指針</b>     | 3  |
| 1 政務活動費執行にあたっての原則             | 3  |
| ・3親等以内の親族の範囲                  | 4  |
| 2 実費弁償の原則                     | 5  |
| 3 領収書の添付                      | 5  |
| 4 按分の取り扱い                     | 5  |
| <b>第3章 政務活動費を充てることができない経費</b> | 6  |
| 1 政務活動費を充てることができない経費の具体的な事例   | 6  |
| (1) 政党の活動に係る経費                | 6  |
| (2) 廉弔費その他の交際費的経費             | 6  |
| (3) 選挙活動に係る経費                 | 7  |
| (4) 後援会活動に係る経費                | 7  |
| (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費       | 7  |
| (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費         | 7  |
| (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費  | 8  |
| (8) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費     | 8  |
| (9) 用途不明の支出に係る経費              | 8  |
| <b>第4章 政務活動費を充てができる経費の範囲</b>  | 9  |
| 1 政務活動費を充てができる経費の具体的な事例       | 9  |
| (1) 調査研究費                     | 9  |
| (2) 研修費                       | 10 |
| (3) 広報費                       | 11 |
| (4) 広聴費                       | 11 |
| (5) 要請・陳情活動費                  | 12 |
| (6) 会議費                       | 12 |
| (7) 資料作成費                     | 13 |
| (8) 資料購入費                     | 13 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (9) 人件費                              | 13 |
| (10) 事務所費                            | 14 |
| (11) 会派共用費                           | 15 |
| (12) 共通経費                            | 15 |
| <br>2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針             | 16 |
| (1) 年会費・参加費等                         | 16 |
| (2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用        | 16 |
| (3) 飲食を伴う会議（懇談会）費                    | 16 |
| (4) 事務所費                             | 17 |
| ① 事務所の要件                             | 17 |
| ② 事務所経費の按分方針                         | 17 |
| ③ 事務所経費への充当限度額                       | 18 |
| ④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例 | 18 |
| (5) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料                | 19 |
| ① 備品の購入又は賃借                          | 19 |
| ② 備品購入費や賃借料の按分                       | 19 |
| ③ 購入備品の処分                            | 20 |
| (6) 海外・県外での政務活動に係る政務活動費              | 20 |
| ① 必要性・合理性の検討                         | 20 |
| ② 議長への海外旅行届                          | 20 |
| ③ 報告書の作成                             | 20 |
| ④ 議員が共同で行う調査活動                       | 21 |
| ⑤ 海外における政務活動費                        | 21 |
| (7) タクシー料金                           | 21 |
| <br>第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について         | 22 |
| 1 政務活動費の支出を証する書類                     | 22 |
| (1) 領収書等の支出を証する書類の微収と整理              | 22 |
| (2) 領収書等への補記が必要な支出                   | 26 |
| (3) 附属資料の添付が必要な支出                    | 27 |
| (4) 附属様式の整備                          | 28 |
| (5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理            | 28 |
| (6) 未払金の支出を証する書類の提出                  | 28 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 2 政務活動費出納簿の作成                  | 29 |
| 3 収支報告書の提出及び措置                 | 29 |
| 4 収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存   | 29 |
| 5 収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開     | 29 |
| 6 領収書等の原本の保管                   | 29 |
| 7 その他                          | 29 |
| <br>附属様式 1 政務活動費出納簿            | 30 |
| 附属様式 2 海外・県外等政務活動報告書           | 33 |
| 附属様式 3 市政報告会等開催報告書             | 34 |
| 附属様式 4 広報紙等作成報告書               | 36 |
| 附属様式 5 職員雇用台帳                  | 38 |
| 附属様式 6 業務日誌                    | 39 |
| 附属様式 7 政務活動事務所届                | 40 |
| 附属様式 8 備品台帳                    | 41 |
| <br>第 6 章 關係条例・規則              | 42 |
| ・金沢市議会政務活動費の交付に関する条例           | 42 |
| ・金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則       | 46 |
| 様式第 1 号（第 2 条關係） 政務活動費交付申請書    | 47 |
| 様式第 2 号（第 3 条關係） 政務活動費交付決定通知書  | 48 |
| 様式第 3 号（第 4 条關係） 政務活動費交付請求書    | 49 |
| 様式第 4 号（第 5 条關係） 政務活動費收支報告書    | 50 |
| 様式第 4 号（第 5 条關係） 政務活動費收支報告書 別紙 | 51 |

## 第1章 政務活動費の概要

### 1 総旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）

#### 【地方自治法】

平成11年7月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなりました。

このような中にあって、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正によって、政務調査費交付制度（第100条第13項及び第14項）が設けられました（平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行）。

この後、平成24年法律第72号の地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行）により政務調査費交付制度は政務活動費交付制度（第100条第14項乃至第16項）に変更され、交付の目的に「その他の活動」が追加され、「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められました。名称も「政務調査費」から「政務活動費」となり、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが法に規定されました。

#### 【金沢市議会】

本市では、平成12年の地方自治法の改正の規定を受けて、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例が制定されました（平成13年3月23公布、平成13年4月1日施行）。この条例では、政務調査費の交付対象は会派でした。

その後、平成20年6月には、政務調査費のさらなる透明化を図るため收支報告書に領収書の添付を義務づけ、交付対象も会派から議員に変更するため金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行いました。また同時に、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す「金沢市議会政務調査費運用の手引き」が政務調査費改革検討会において検討され、代表者会議において了承された後、同年7月から運用されました。政務調査活動は、地域、市民に根ざした施策の立案の一助となり、こうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に適うものと本市議会では考えました。

平成24年の地方自治法の一部改正により、金沢市議会では、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。同時に、「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に、「金沢市議会政務活動費運用の手引き」を定めることとしました。

## 2 政務活動費の性質

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定及び金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、金沢市議会議員（以下「議員」という。）の「市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもの」です。（条例第1条）

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動を充てることができる経費の範囲において使用しなければならず、政務活動以外の経費に使用することは認められていません。

金沢市議会では、政務活動を「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義づけ、これらの政務活動のうち、条例別表に定める政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができるとしています。（条例第8条）

また、政務活動費を充てることができない経費については、条例別表の備考2で示しております。

## 3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務活動費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等となっています。なお、条例、規則の詳細は第6章を参照して下さい。

- 地方自治法（第100条第14項・第15項・第16項）
- 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- 金沢市議会政務活動費運用の手引き

## 第2章 政務活動費の基本的な運用指針

### 1 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとします。

#### ア 政務活動が、市行政と関連性を有していること。

政務活動費は、公金として、地方議会の審議能力を強化して、その活性化を図るために支出されるものであり、活動が市政と関連性を有することが前提です。

#### イ 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。

政務活動の目的との関係において、政務活動費としての支出が合理性、必要性を欠くものであってはいけません。

政務活動に通常必要とされる数量を超えた備品の購入や、著しく不相応な日程の調査旅費などの支出は、政務活動費として適切ではありません。

#### ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

支出金額が著しく高額である場合は、社会通念上適切とはいえません。

#### エ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

金沢市議会における政務活動費では、支出の透明性を高めるため、議員と一定の関係にある個人や法人への支出を制限します。

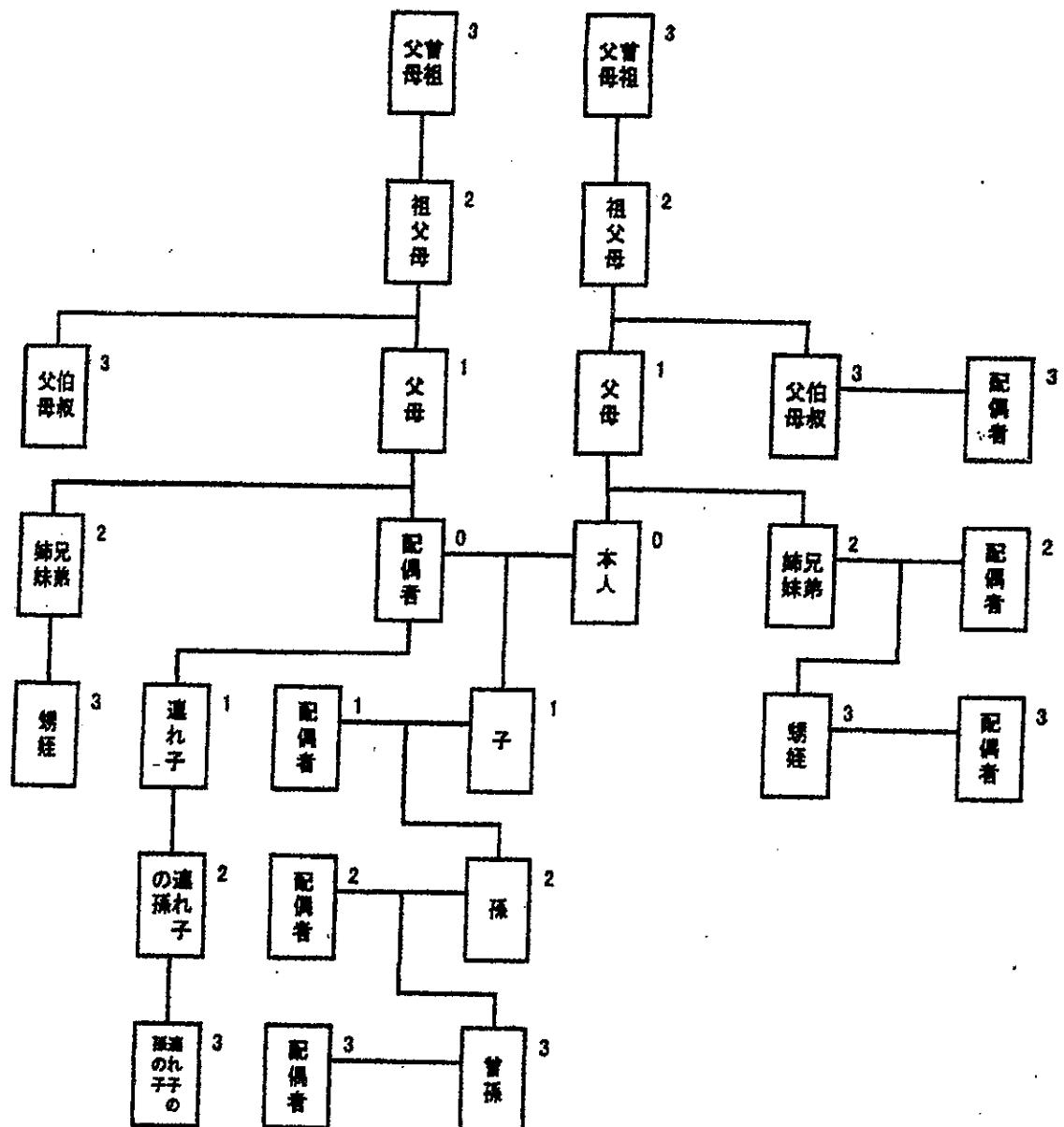
議員との関係で、「3親等以内の親族及び同居人」に対し、政務活動費を支出することはできません。また、「議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人」へ対しても支出できません。

#### ◇政務活動費の支出先

|    | 区分               | 支出の可否 |
|----|------------------|-------|
| 個人 | 議員と3親等以内の親族及び同居人 | ×     |
|    | 上記以外             | ○     |
| 法人 | 議員本人             | ×     |
|    | 議員と3親等以内の親族及び同居人 | ×     |
|    | 上記以外             | ○     |

○：可、×：不可

### 3親等以内の親族の範囲



### 民法（抜粋）

#### (親族の範囲)

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

## 2 実費弁償の原則

政務活動費は、実費弁償が原則です。

ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難な場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではありません。

## 3 帳収書の添付

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された公金です。公金の支出に関しては透明性が求められており、一定の目的のために交付される政務活動費の支出には、目的に合った正当な使用と実費以上に支出が無いことの証拠書類が必要です。

このため、収支報告書への帳収書の添付を義務付けることとし、全ての支出に対して領收証の写しを添付することとします。

## 4 按分の取り扱い

議員の活動は、政務活動以外にも、費用弁償が支給される議会活動、選挙活動、政党活動、私人としての活動など様々な面をもっています。一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もあると考えられます。

このため、当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとします。

### 第3章 政務活動費を充てることができない経費

政務活動費を充てることができない経費は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表 備考2」で示されています。

#### (条例別表) 備考

2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党的活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 後援会活動に係る経費
- (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
- (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
- (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費
- (9) 使途不明の支出に係る経費

#### 1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例

##### (1) 政党的活動に係る経費

(例)

- ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等

##### (2) 慶弔費その他の交際費的経費

(例)

- ・慶弔費（代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費）
- ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費
- ・宗教活動に係る経費
- ・専ら個人的な立場において支出すべき会費  
(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)
- ・各種団体への寄付金、支援金等
- ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費
- ・親睦を目的とする会合の会費
- ・レクリエーション経費

### (3) 選挙活動に係る経費

(例)

- ・選挙ピラ等の作成・発送に係る経費
- ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

### (4) 後援会活動に係る経費

(例)

- ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費
- ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他後援会活動に係る経費

### (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(例)

- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用
- ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用
- ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動  
その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所  
での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）

※ 政務活動費を充てることができる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、政務活動としての会議との一体性（会議に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当であると認められる範囲内で政務活動費の対象経費とすることができます。

（→ 第4章 2 (3) 参照）

### (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費

(例)

- ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費  
(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。)
- ・自動車、バイク、自転車等の購入経費
- ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
- ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外）
- ・自宅事務所の賃料

#### (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費

(例)

- ・委員会等の視察旅費との重複
- ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシーデ、ガソリン代等）との重複

#### (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費

(例)

- ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費
- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為  
ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。
- ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪

#### (9) 用途不明の支出に係る経費

(例)

- ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの
- ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

## 第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費の支出については、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができます。

別表には例示がないため、何に充当できるか、その例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にします。

※ ここに記載した例示は、充当できる経費の全てを網羅したものではありません。

### 1 政務活動費を充てができる経費の具体的な例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表（第8条関係）における各項目の具体的な例は以下のとおりです。

| (1) 調査研究費 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1 調査研究費   | <p>議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費</p> <p>(主な例) 資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|           | <p>その他の例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設入館料</li><li>・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費<br/>領収書の金額を按分する必要がある場合は、<br/>[燃料費 = 単価 (円/ℓ) × 走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/ℓ)]<br/>で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。<br/>この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。</li><li>・タクシー料金 (利用区間、利用目的を領収書等に明記)</li><li>・駐車料金 (利用目的等を明記)<br/>ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。</li><li>・高速代、有料道路使用料 (利用区間、目的等を明記)</li><li>・海外旅費</li><li>・研究会の会場費、講師謝金、お茶代</li><li>・機材借上費 (プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等)</li><li>・研究会への参加費、出席者負担金</li><li>・研究会に伴う懇親会に係る会費</li><li>・研究会に伴う懇親会に係る会費</li></ul> <p>※ 1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。</p> |

- ※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。
- ※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。なお、「年間」とは、交付年度の4~3月の1年間となります。  
→ 第4章 2 (6) 海外・県外等での政務活動に係る政務活動費を参照してください。
- ※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。

## (2) 研修費

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 研修費 | <p>議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費</p> <p>(主な例) 講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|       | <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等）</li> <li>・資料印刷費、お茶代</li> <li>・出席者負担金</li> <li>・遠方の研修会に参加した場合の自家用車燃料費<br/>領収書の金額を按分する必要がある場合は、<br/>[燃料費=単価(円/ℓ) × 走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ)]<br/>で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。<br/>この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。</li> <li>・駐車料金（利用目的等を明記）</li> <li>・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）</li> <li>・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）</li> <li>・政党・政治団体が主催する研修会の参加費（出席者負担金）は、<br/>市政と密接な関係があり、研修会としての実質がある場合のみ認めます。</li> <li>・パソコン講座の受講料は、個人の資質の向上を目指すものであり、<br/>研修費に当たりません。</li> <li>・研修会に伴う懇談会に係る会費</li> </ul> <p>※1 研修会場で購入した資料やテキストは、研修費で計上するものとし出す。それ以外は資料購入費で計上してください。</p> |

### (3) 広報費

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 広報費 | <p>議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費</p> <p>(主な例) 広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|       | <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広報活動のため開催する会の機材借上費</li><li>・広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費</li><li>・議会活動、政策等の広報用ポスター作成費</li><li>・ホームページ作成料・管理費用</li><li>・広報紙等発送費用（文書通信費を除く）</li></ul> <p>※1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2<br/>(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を<br/>参照してください。</p> <p>※2 印刷費は製本費用も含みます。</p> <p>※3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、<br/>広報紙等作成報告書（附属資料4）の添付が必要です。</p> |

### (4) 広聴費

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 広聴費 | <p>議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の<br/>聴取並びに住民相談等の活動に要する経費</p> <p>(主な例) 資料印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交<br/>通費等</p>                                                                                                                                                           |
|       | <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市政に関する情報収集のため必要な会への出席に伴う費用<br/>(議員として出席する会の会費等)</li><li>・住民のニーズを把握するためのアンケート調査</li><li>・広聴活動のため開催する会の機材借上費</li></ul> <p>※1 広聴活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2<br/>(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を<br/>参照してください。</p> |

(5) 要請・陳情活動費

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 要請・陳情活動費 | 議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|            | (主な例) 資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方での要請・陳情活動に参加した場合の自家用車燃料費<br/>領収書の金額を按分する必要がある場合は、<br/>〔燃料費＝単価（円／ℓ）×走行距離（km）÷燃費（km／ℓ）〕<br/>で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。<br/>この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。</li> <li>・駐車料金（利用目的等を明記）</li> <li>・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）</li> <li>・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）</li> </ul> |

(6) 会議費

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 会議費 | 議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|       | (主な例) 会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|       | <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機材借上費（プレゼンテーション用パソコン借り上げ等）、お茶代</li> <li>・遠方での会議に参加した場合の自家用車燃料費<br/>領収書の金額を按分する必要がある場合は、<br/>〔燃料費＝単価（円／ℓ）×走行距離（km）÷燃費（km／ℓ）〕<br/>で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。<br/>この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。</li> <li>・駐車料金（利用目的等を明記）</li> <li>・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）</li> <li>・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）</li> <li>・会議に伴う懇談会に係る会費</li> </ul> |

(7) 資料作成費

|         |                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 資料作成費 | 議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費                                                                                                                                   |
|         | (主な例) 印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等                                                                                                                                |
|         | <u>その他の例</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・原稿料</li><li>・資料作成に係るフィルム代、現像代</li><li>・事務機器の購入費又は賃借料（資料作成に係るものに限る）は、事務所費を計上しない場合、ここで支出してください。</li></ul> |

(8) 資料購入費

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 資料購入費 | 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|         | (主な例) 書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|         | <u>その他の例</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・団体等が有償で頒布する資料</li><li>・複写が許可されている著作物のコピー代</li></ul> <p>※1 新聞購読料では一般紙、機関紙などが購読できますが、スポーツ新聞は認められません。また、議員が所属する政党の機関紙は購読できません。</p> <p>※2 書籍や雑誌（以下「書籍等」といいます。）の購入費の領収書には、ただし書に書籍等の名称の明記が必要です。レシートなどで書籍等の名称が明記されていない場合は、名称を補記の上、表紙の写し又は書籍スリップを添付してください。</p> |

(9) 人件費

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 9 人件費 | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |
|       | (主な例) 給料、手当、賃金等       |

その他の例

・交通費

- ※ 1 職員の雇用については、職員雇用台帳（附属様式5）及び業務日誌（附属様式6）の添付が必要です。なお、業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。
- ※ 2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。
- ※ 3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。
- ※ 4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。
- ※ 5 政務活動費の人件費への充当限度額は1／2までとします。

(10) 事務所費

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 事務所費 | <p>議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</p> <p>(主な例) 事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|         | <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料</li><li>・テレビ受信料、インターネット料金等</li><li>・事務所内の会合等において提供される茶菓子代</li><li>・その他の雑費（事務用品、消耗品等）</li></ul> <p>※ 1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。事務所費を計上する場合は、政務活動事務所届（附属様式7）の添付が必要です。</p> <p>※ 2 政務活動費の事務所費への充当限度額は1／2までとします。</p> <p>※ 3 兼用の事務所については、第4章 2 (4) ②事務所経費の按分方針等参照</p> <p>※ 4 事務機器等（コピー機を除く。）の賃借料、リース代についても、備品を購入する場合に準じ、1任期について一機種10万円を上限とします。</p> |

### (11) 会派共用費

|          |                                                                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 会派共用費 | <p>所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの</p> <p>(例) 事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等</p> |
|          | <p>※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円／年とします。</p> <p>※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。</p>                                                            |

### (12) 共通経費

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 共通経費 | <p>上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費</p> <p>(例) 携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になつてない場合の自宅固定電話利用料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円／月とします。</li><li>・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円／月とします。</li><li>・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円／月とします。（維持管理費を含む）</li><li>・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円／月とします。</li><li>・事務所が自宅と兼用になつてない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円／月とします。</li></ul> <p>※1 共通経費については、共通経費の（例）に掲げる5つの経費以外の計上はできません。</p> |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別紙 1

清水邦彦議員 人件費

| 番号 | 期日 |    |    | 提出書類 | 支出内容          | 支払額     | 充当額     | (円)    |
|----|----|----|----|------|---------------|---------|---------|--------|
|    | 年  | 月  | 日  |      |               |         |         |        |
| 1  | 2  | 5  | 11 | 領収証  | 4月分 政務活動補助手当  | 69,300  | 34,650  | 34,650 |
| 2  | 2  | 5  | 11 | 領収証  | 4月分 政務活動補助手当  | 31,500  | 15,750  | 15,750 |
| 3  | 2  | 6  | 10 | 領収証  | 5月分 政務活動補助手当  | 75,600  | 37,800  | 37,800 |
| 4  | 2  | 6  | 10 | 領収証  | 5月分 政務活動補助手当  | 31,500  | 15,750  | 15,750 |
| 5  | 2  | 7  | 10 | 領収証  | 6月分 政務活動補助手当  | 69,300  | 34,650  | 34,650 |
| 6  | 2  | 7  | 10 | 領収証  | 6月分 政務活動補助手当  | 36,750  | 18,375  | 18,375 |
| 7  | 2  | 8  | 11 | 領収証  | 7月分 政務活動補助手当  | 56,700  | 28,350  | 28,350 |
| 8  | 2  | 8  | 11 | 領収証  | 7月分 政務活動補助手当  | 42,000  | 21,000  | 21,000 |
| 9  | 2  | 9  | 10 | 領収証  | 8月分 政務活動補助手当  | 50,400  | 25,200  | 25,200 |
| 10 | 2  | 9  | 10 | 領収証  | 8月分 政務活動補助手当  | 35,700  | 17,850  | 17,850 |
| 11 | 2  | 10 | 12 | 領収証  | 9月分 政務活動補助手当  | 60,900  | 30,450  | 30,450 |
| 12 | 2  | 10 | 12 | 領収証  | 9月分 政務活動補助手当  | 42,000  | 21,000  | 21,000 |
| 13 | 2  | 11 | 10 | 領収証  | 10月分 政務活動補助手当 | 50,400  | 25,200  | 25,200 |
| 14 | 2  | 11 | 10 | 領収証  | 10月分 政務活動補助手当 | 48,300  | 24,150  | 24,150 |
| 15 | 2  | 12 | 10 | 領収証  | 11月分 政務活動補助手当 | 69,300  | 34,650  | 34,650 |
| 16 | 2  | 12 | 10 | 領収証  | 11月分 政務活動補助手当 | 31,500  | 15,750  | 15,750 |
| 17 | 3  | 1  | 12 | 領収証  | 12月分 政務活動補助手当 | 69,300  | 34,650  | 34,650 |
| 18 | 3  | 1  | 12 | 領収証  | 12月分 政務活動補助手当 | 36,750  | 18,375  | 18,375 |
| 19 | 3  | 2  | 10 | 領収証  | 1月分 政務活動補助手当  | 63,000  | 31,500  | 31,500 |
| 20 | 3  | 2  | 10 | 領収証  | 1月分 政務活動補助手当  | 42,000  | 21,000  | 21,000 |
| 21 | 3  | 3  | 10 | 領収証  | 2月分 政務活動補助手当  | 42,000  | 21,000  | 21,000 |
| 22 | 3  | 3  | 10 | 領収証  | 2月分 政務活動補助手当  | 36,750  | 18,375  | 18,375 |
| 23 | 3  | 4  | 12 | 領収証  | 3月分 政務活動補助手当  | 63,000  | 31,500  | 31,500 |
| 24 | 3  | 4  | 12 | 領収証  | 3月分 政務活動補助手当  | 36,750  | 18,375  | 18,375 |
|    |    |    |    |      |               | 595,350 | 595,350 |        |

別紙2

清水邦彦議員

**会派共用費**

| 番号 | 期日 |    |    | 提出書類 | 支出内容       | 支払額    | 充当額    | 違法額    | (円) | (円) | (円) |
|----|----|----|----|------|------------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
|    | 年  | 月  | 日  |      |            |        |        |        |     |     |     |
| 1  | 2  | 4  | 10 | 領收証  | 会派共用費の概算払分 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |     |     |     |
| 2  | 2  | 7  | 16 | 領收証  | 会派共用費 概算払分 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |     |     |     |
| 3  | 2  | 10 | 1  | 領收証  | 会派共用費 概算払分 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |     |     |     |
| 4  | 3  | 3  | 3  | 領收証  | 会派共用費 概算払分 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |     |     |     |
|    |    |    |    |      |            |        | 60,000 | 60,000 |     |     |     |

## 清水邦彦議員

## 共通経費

| 番号 | 期日 |    |    | 提出書類     | 支出内容             | 支払額    | (円)    | (円)    | (円) |
|----|----|----|----|----------|------------------|--------|--------|--------|-----|
|    | 年  | 月  | 日  |          |                  |        | 充当額    | 違法額    |     |
| 1  | 2  | 4  | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料（4月分）      | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 2  | 2  | 5  | 7  | お支払のご案内  | 車両リース料（5月分）      | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 3  | 2  | 6  | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料（6月分）      | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 4  | 2  | 6  | 2  | ※※       | 自動車ガソリン代（4月分）    | 22,757 | 11,378 | 11,378 |     |
| 5  | 2  | 6  | 10 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料（5月分）     | 6,937  | 3,468  | 3,468  |     |
| 6  | 2  | 6  | 10 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料（5月分）  | 6,684  | 3,342  | 3,342  |     |
| 7  | 2  | 7  | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料（7月分）      | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 8  | 2  | 7  | 2  | ※※       | 自動車ガソリン代（5月分）    | 16,697 | 8,348  | 8,348  |     |
| 9  | 2  | 7  | 10 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料（6月分）     | 4,974  | 2,487  | 2,487  |     |
| 10 | 2  | 7  | 10 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料（6月分）  | 6,684  | 3,342  | 3,342  |     |
| 11 | 2  | 8  | 3  | お支払のご案内  | 車両リース料（8月分）      | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 12 | 2  | 8  | 3  | ※※       | 自動車ガソリン代（6月分）    | 19,537 | 9,768  | 9,768  |     |
| 13 | 2  | 8  | 11 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料（7月分）     | 4,984  | 2,492  | 2,492  |     |
| 14 | 2  | 8  | 11 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料（7月分）  | 6,684  | 3,342  | 3,342  |     |
| 15 | 2  | 9  | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料（9月分）      | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 16 | 2  | 9  | 2  | ※※       | 自動車ガソリン代（7月分）    | 21,283 | 10,641 | 10,641 |     |
| 17 | 2  | 9  | 10 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料（8月分）     | 5,177  | 2,588  | 2,588  |     |
| 18 | 2  | 9  | 10 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料（8月分）  | 6,684  | 3,342  | 3,342  |     |
| 19 | 2  | 10 | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料（10月分）     | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 20 | 2  | 10 | 2  | ※※       | 自動車ガソリン代（8月分）    | 29,087 | 14,543 | 14,543 |     |
| 21 | 2  | 10 | 12 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料（9月分）     | 5,000  | 2,500  | 2,500  |     |
| 22 | 2  | 10 | 12 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料（9月分）  | 6,684  | 3,342  | 3,342  |     |
| 23 | 2  | 11 | 2  | ※※       | 自動車ガソリン代（9月分）    | 19,773 | 9,886  | 9,886  |     |
| 24 | 2  | 11 | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料（11月分）     | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 25 | 2  | 11 | 10 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料（10月分）    | 4,951  | 2,475  | 2,475  |     |
| 26 | 2  | 11 | 10 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料（10月分） | 6,684  | 3,342  | 3,342  |     |
| 27 | 2  | 12 | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料（12月分）     | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |
| 28 | 2  | 12 | 2  | ※※       | 自動車ガソリン代（10月分）   | 29,566 | 14,783 | 14,783 |     |
| 29 | 2  | 12 | 10 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料（11月分）    | 5,060  | 2,530  | 2,530  |     |
| 30 | 2  | 12 | 10 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料（11月分） | 6,684  | 3,342  | 3,342  |     |
| 31 | 3  | 1  | 4  | お支払のご案内  | 車両リース料（1月分）      | 48,400 | 24,200 | 24,200 |     |

|    |   |   |    |          |                   |         |         |         |
|----|---|---|----|----------|-------------------|---------|---------|---------|
| 32 | 3 | 1 | 4  | ※※       | 自動車ガソリン代 (11月分)   | 21,459  | 10,729  | 10,729  |
| 33 | 3 | 1 | 12 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料 (12月分)    | 5,111   | 2,555   | 2,555   |
| 34 | 3 | 1 | 12 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料 (12月分) | 6,822   | 3,411   | 3,411   |
| 35 | 3 | 2 | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料 (2月分)      | 48,400  | 24,200  | 24,200  |
| 36 | 3 | 2 | 2  | ※※       | 自動車ガソリン代 (12月分)   | 19,012  | 9,506   | 9,506   |
| 37 | 3 | 2 | 10 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料 (1月分)     | 8,112   | 4,056   | 4,056   |
| 38 | 3 | 2 | 10 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料 (1月分)  | 6,684   | 3,342   | 3,342   |
| 39 | 3 | 3 | 2  | お支払のご案内  | 車両リース料 (3月分)      | 48,400  | 24,200  | 24,200  |
| 40 | 3 | 3 | 2  | ※※       | ガソリン代 (1月分)       | 32,505  | 16,252  | 16,252  |
| 41 | 3 | 3 | 10 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料 (2月分)     | 5,076   | 2,538   | 2,538   |
| 42 | 3 | 3 | 10 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料 (2月分)  | 6,685   | 3,342   | 3,342   |
| 43 | 3 | 4 | 2  | ※※       | ガソリン代 (2月分)       | 22,946  | 11,473  | 11,473  |
| 44 | 3 | 4 | 12 | カード利用明細書 | 携帯機器利用料 (3月分)     | 7,692   | 3,846   | 3,846   |
| 45 | 3 | 4 | 12 | カード利用明細書 | タブレット端末利用料 (3月分)  | 6,685   | 3,342   | 3,342   |
| 46 | 3 | 5 | 6  | ※※       | ガソリン代 (3月分)       | 27,960  | 13,980  | 13,980  |
| 47 | 3 | 5 | 6  | ※※       | 灯油代 (3月分)         | 5,616   | 1,853   | 1,853   |
|    |   |   |    |          |                   | 501,906 | 501,906 | 501,906 |

※※ : カードご利用代金明細書

別紙4

源野和清議員

会派共用費

| 番号 | 期日 |    |    | 提出書類 | 支出内容                     | 支払額     | (円)     | (円)    | (円) |
|----|----|----|----|------|--------------------------|---------|---------|--------|-----|
|    | 年  | 月  | 日  |      |                          |         | 充当額     | 違法額    |     |
| 1  | 2  | 4  | 23 | 領収証  | 令和2年4、5、6月分 会派共用費概算払分    | 90,000  | 90,000  | 90,000 |     |
| 2  | 2  | 5  | 27 | 領収証  | 令和2年7、8、9月分 会派共用費概算払分    | 90,000  | 90,000  | 90,000 |     |
| 3  | 2  | 10 | 5  | 領収証  | 令和2年10、11、12月分 会派共用費概算払分 | 90,000  | 90,000  | 90,000 |     |
| 4  | 3  | 1  | 15 | 領収証  | 令和3年1、2、3月分 会派共用費概算払分    | 60,000  | 60,000  | 60,000 |     |
|    |    |    |    |      |                          | 330,000 | 330,000 |        |     |

## 源野和清議員

## 共通経費

| 番号 | 期日 |    |    | 提出書類    | 支出内容                       | 支払額     | (円)    | (円)    |
|----|----|----|----|---------|----------------------------|---------|--------|--------|
|    | 年  | 月  | 日  |         |                            |         |        |        |
| 1  | 2  | 4  | 17 | お支払一覧表  | 通帳 黒塗り 【自動車リース料 4月】        | 49,720  | 24,860 | 24,860 |
| 2  | 2  | 5  | 18 | お支払一覧表  | 通帳 黒塗り 【自動車リース料 5月】        | 49,720  | 24,860 | 24,860 |
| 3  | 2  | 6  | 1  | 請求内訳等詳細 | ご利用期間 【携帯電話使用料 4月分】        | 9,324   | 4,662  | 4,662  |
| 4  | 2  | 6  | 2  | ※※      | 自動車ガソリン代 4/7分              | 2,954   | 1,477  | 1,477  |
| 5  | 2  | 6  | 2  |         | 自動車ガソリン代 4/26分             | 2,607   | 1,303  | 1,303  |
| 6  | 2  | 6  | 2  |         | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金      | 88      | 44     | 44     |
| 7  | 2  | 6  | 17 | お支払一覧表  | 通帳 黒塗り 【自動車リース料 6月】        | 49,720  | 24,860 | 24,860 |
| 8  | 2  | 6  | 30 | 請求内訳等詳細 | ご利用期間 【携帯電話使用料 5月分】        | 11,498  | 5,749  | 5,749  |
| 9  | 2  | 7  | 2  | ※※      | 自動車ガソリン代 5/5分              | 3,021   | 1,510  | 1,510  |
| 10 | 2  | 7  | 2  |         | 自動車ガソリン代 5/24分             | 2,055   | 1,027  | 1,027  |
| 11 | 2  | 7  | 2  |         | 自動車ガソリン代 5/31分             | 2,909   | 1,454  | 1,454  |
| 12 | 2  | 7  | 2  |         | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金      | 88      | 44     | 44     |
| 13 | 2  | 7  | 17 | お支払一覧表  | 通帳 黒塗り 【自動車リース料 7月】        | 49,720  | 24,860 | 24,860 |
| 14 | 2  | 7  | 31 | 請求内訳等詳細 | ご利用期間 【携帯電話使用料 6月分】        | 9,275   | 4,637  | 4,637  |
| 15 | 2  | 8  | 3  | ※※      | 自動車ガソリン代 6/15分             | 2,191   | 1,095  | 1,095  |
| 16 | 2  | 8  | 3  |         | 自動車ガソリン代 6/20分             | 4,132   | 2,066  | 2,066  |
| 17 | 2  | 8  | 3  |         | 自動車ガソリン代 6/29分             | 3,771   | 1,885  | 1,885  |
| 18 | 2  | 8  | 3  |         | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金      | 88      | 44     | 44     |
| 19 | 2  | 8  | 31 | 請求内訳等詳細 | ご利用期間 【携帯電話使用料 7月分】        | 21,408  | 10,704 | 10,704 |
| 20 | 2  | 9  | 2  | ※※      | 自動車ガソリン代 7/2分              | 3,153   | 1,576  | 1,576  |
| 21 | 2  | 9  | 2  |         | 自動車ガソリン代 7/16分             | 2,409   | 1,204  | 1,204  |
| 22 | 2  | 9  | 2  |         | 自動車ガソリン代 7/24分             | 3,901   | 1,950  | 1,950  |
| 23 | 2  | 9  | 2  |         | 自動車ガソリン代 7/31分             | 2,657   | 1,328  | 1,328  |
| 24 | 2  | 9  | 2  |         | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金      | 88      | 44     | 44     |
| 25 | 2  | 9  | 30 | 請求内訳等詳細 | ご利用期間 【携帯電話使用料 8月分】        | 9,258   | 4,629  | 4,629  |
| 26 | 2  | 10 | 2  | ※※      | 自動車ガソリン代 8/9分              | 3,352   | 1,676  | 1,676  |
| 27 | 2  | 10 | 2  |         | 自動車ガソリン代 8/18分             | 3,906   | 1,953  | 1,953  |
| 28 | 2  | 10 | 2  |         | 自動車ガソリン代 8/23分             | 4,301   | 2,150  | 2,150  |
| 29 | 2  | 10 | 2  |         | 自動車ガソリン代 8/29分             | 1,795   | 897    | 897    |
| 30 | 2  | 10 | 2  |         | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金      | 88      | 44     | 44     |
| 31 | 2  | 10 | 19 | お支払一覧表  | 通帳 黒塗り 【自動車リース料 8月、9月、10月】 | 179,850 | 89,925 | 89,925 |

|    |   |    |    |               |                        |        |        |        |
|----|---|----|----|---------------|------------------------|--------|--------|--------|
| 32 | 2 | 11 | 2  | 請求内訳等詳細       | ご利用期間 【 携帯電話使用料 9月分 】  | 9,258  | 4,629  | 4,629  |
| 33 | 2 | 11 | 2  | ※※            | 自動車ガソリン代 9/5分          | 1,906  | 953    | 953    |
| 34 | 2 | 11 | 2  |               | 自動車ガソリン代 9/11分         | 2,277  | 1,138  | 1,138  |
| 35 | 2 | 11 | 2  |               | 自動車ガソリン代 9/15分         | 3,091  | 1,545  | 1,545  |
| 36 | 2 | 11 | 2  |               | 自動車ガソリン代 9/20分         | 2,950  | 1,475  | 1,475  |
| 37 | 2 | 11 | 2  |               | 自動車ガソリン代 9/26分         | 2,976  | 1,488  | 1,488  |
| 38 | 2 | 11 | 2  |               | 自動車ガソリン代 9/29分         | 2,507  | 1,253  | 1,253  |
| 39 | 2 | 11 | 2  |               | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金  | 88     | 44     | 44     |
| 40 | 2 | 11 | 17 | お支払一覧表        | 通帳 黒塗り 【 自動車リース料 11月 】 | 59,950 | 29,975 | 29,975 |
| 41 | 2 | 11 | 30 | 請求内訳等詳細       | ご利用期間 【 携帯電話使用料 10月分 】 | 10,441 | 5,220  | 5,220  |
| 42 | 2 | 12 | 2  | ※※            | 自動車ガソリン代 10/11分        | 1,765  | 882    | 882    |
| 43 | 2 | 12 | 2  |               | 自動車ガソリン代 10/23分        | 1,495  | 747    | 747    |
| 44 | 2 | 12 | 2  |               | 自動車ガソリン代 10/26分        | 2,543  | 1,271  | 1,271  |
| 45 | 2 | 12 | 2  |               | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金  | 88     | 44     | 44     |
| 46 | 2 | 12 | 17 | お支払一覧表        | 通帳 黒塗り 【 自動車リース料 12月 】 | 59,950 | 29,975 | 29,975 |
| 47 | 3 | 1  | 4  | 請求内訳等詳細       | ご利用期間 【 携帯電話使用料 11月分 】 | 9,311  | 4,655  | 4,655  |
| 48 | 3 | 1  | 4  | ※※            | 自動車ガソリン代 11/3分         | 2,632  | 1,316  | 1,316  |
| 49 | 3 | 1  | 4  |               | 自動車ガソリン代 11/7分         | 2,053  | 1,026  | 1,026  |
| 50 | 3 | 1  | 4  |               | 自動車ガソリン代 11/21分        | 3,906  | 1,953  | 1,953  |
| 51 | 3 | 1  | 4  |               | 自動車ガソリン代 11/28分        | 2,097  | 1,048  | 1,048  |
| 52 | 3 | 1  | 4  |               | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金  | 88     | 44     | 44     |
| 53 | 3 | 1  | 18 | お支払一覧表        | 通帳 黒塗り 【 自動車リース料 1月 】  | 59,950 | 29,975 | 29,975 |
| 54 | 3 | 2  | 1  | 請求内訳等詳細       | ご利用期間 【 携帯電話使用料 12月分 】 | 9,288  | 4,644  | 4,644  |
| 55 | 3 | 2  | 2  | ※※            | 自動車ガソリン代 12/5分         | 3,328  | 1,664  | 1,664  |
| 56 | 3 | 2  | 2  |               | 自動車ガソリン代 12/13分        | 3,469  | 1,734  | 1,734  |
| 57 | 3 | 2  | 2  |               | 自動車ガソリン代 12/21分        | 3,089  | 1,544  | 1,544  |
| 58 | 3 | 2  | 2  |               | 自動車ガソリン代 12/26分        | 3,238  | 1,619  | 1,619  |
| 59 | 3 | 2  | 2  |               | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金  | 88     | 44     | 44     |
| 60 | 3 | 2  | 17 | お支払一覧表        | 通帳 黒塗り 【 自動車リース料 2月 】  | 59,950 | 29,975 | 29,975 |
| 61 | 3 | 3  | 2  | 自動車ガソリン代 1/9分 | 2,083                  | 1,041  | 1,041  |        |
| 62 | 3 | 3  | 2  | ※※            | 自動車ガソリン代 1/15分         | 3,130  | 1,565  | 1,565  |
| 63 | 3 | 3  | 2  |               | 自動車ガソリン代 1/24分         | 3,009  | 1,504  | 1,504  |
| 64 | 3 | 3  | 2  |               | 自動車ガソリン代 1/27分         | 2,525  | 1,262  | 1,262  |
| 65 | 3 | 3  | 2  |               | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金  | 88     | 44     | 44     |
| 66 | 3 | 3  | 10 | 請求内訳等詳細       | ご利用期間 【 携帯電話使用料 1月分 】  | 13,744 | 6,872  | 6,872  |
| 67 | 3 | 3  | 17 | お支払一覧表        | 通帳 黒塗り 【 自動車リース料 3月 】  | 59,950 | 29,975 | 29,975 |

|    |   |   |    |         |                       |         |         |       |
|----|---|---|----|---------|-----------------------|---------|---------|-------|
| 68 | 3 | 4 | 2  | ※※      | 自動車ガソリン代 2/6分         | 3,152   | 1,576   | 1,576 |
| 69 | 3 | 4 | 2  |         | 自動車ガソリン代 2/11分        | 2,574   | 1,287   | 1,287 |
| 70 | 3 | 4 | 2  |         | 自動車ガソリン代 2/28分        | 2,875   | 1,437   | 1,437 |
| 71 | 3 | 4 | 2  |         | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金 | 88      | 44      | 44    |
| 72 | 3 | 4 | 12 | 請求内訳等詳細 | ご利用期間 【 携帯電話使用料 2月分 】 | 10,447  | 5,223   | 5,223 |
| 73 | 3 | 5 | 6  | ※※      | 自動車ガソリン代 3/7分         | 3,292   | 1,646   | 1,646 |
| 74 | 3 | 5 | 6  |         | 自動車ガソリン代 3/17分        | 4,316   | 2,158   | 2,158 |
| 75 | 3 | 5 | 6  |         | 自動車ガソリン代 3/28分        | 3,778   | 1,889   | 1,889 |
| 76 | 3 | 5 | 6  |         | 自動車ガソリン代金ご利用代金明細書発行料金 | 88      | 44      | 44    |
| 77 | 3 | 5 | 10 | 請求内訳等詳細 | ご利用期間 【 携帯電話使用料 3月分 】 | 10,424  | 5,212   | 5,212 |
|    |   |   |    |         |                       | 469,176 | 469,176 |       |

※※ : カードご利用代金明細書

これは正本である。

令和5年2月16日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 岸 彩 子

